

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社/会社法第 791 条第 2 項、第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(承継会社/会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

株式会社エヌエフホールディングス

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

2020 年 10 月 1 日

株式会社エヌエフホールディングス
代表取締役会長 高橋 常夫

株式会社エヌエフ回路設計ブロック
代表取締役社長 今田 悟

株式会社エヌエフホールディングス（以下、「吸収分割会社」という。）と株式会社エヌエフ回路設計ブロック（以下「吸収分割承継会社」という。）は、2020 年 5 月 15 日に吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」という。）を締結し、2020 年 10 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の電子計測制御、電源システム、電子デバイス、応用システムの各事業に関する権利義務を、吸収分割承継会社に承継させ、吸収分割承継会社がこれを承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を実施いたしました。

会社法第 791 条第 2 項、第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

(1)会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った株主はいませんでした。

(2)会社法第 785 条第 4 項の規定による手続きの経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 785 条第 4 項に基づき、2020 年 8 月 28 日に株主に対して電子公告を行いましたが、同条第 1 項による株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3)会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っていません。

(4)会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社に承継した債務について重疊的債務引受をしていることから、会社法第 789 条の規定による債権者異議申述は本吸収分割に適用がありません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1)会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。

(2)会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

会社法第 797 条の規程に基づく請求権を行使した株主はいませんでした。

(3)会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条の規定に基づき、2020 年 7 月 2 日付官報及び同日付日刊工業新聞により、本吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から本吸収分割契約書に定められた資産、契約、権利義務等を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日

2020 年 10 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上